

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年2月17日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第14号

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局契約規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特定随意契約に係る手続の特例)	(特定の随意契約に係る手続の特例)
第27条の2 (略)	第27条の2 (略)
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
(一般競争入札に関する規定の準用等)	(一般競争入札に関する規定の準用等)
第28条 第19条の規定は、随意契約により契約を締結する場合に準用する。	第28条 第19条の規定は、随意契約により契約を締結する場合に準用する。この場合において、同条見出し中「落札者」とあるのは「随意契約の相手方」と、同条中「一般競争入札の落札者」とあるのは「随意契約の相手方」と、「当該落札者」とあるのは「当該契約の相手方」と読み替えるものとする。
2 (略)	2 (略)
(特定長期継続契約の契約期間)	(特定の長期継続契約の契約期間)
第31条の2 (略)	第31条の2 (略)
2 (略)	2 (略)
(契約書の作成)	(契約書の作成)
第33条 契約を締結するときは、契約書を作成しなければならない。ただし、次	第33条 契約を締結するときは、契約書を作成しなければならない。ただし、次

<p>に掲げる場合においては、<u>管理者が特に必要と認める場合を除き</u>、これを省略することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(契約保証金の免除)</p> <p>第35条 管理者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。</p> <p>(1) 契約の相手方が保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結した<u>うえ、当該契約に係る保険証券又は当該保険の内容を証する電磁的記録若しくは当該電磁的記録を用紙に出力したもの</u>を管理者に提出したとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、当該契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</u></p>	<p>に掲げる場合においては、これを省略することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) その他管理者が契約書を作成する必要がないと認める契約で、別に定めるものを締結するとき</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(契約保証金の免除)</p> <p>第35条 管理者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。</p> <p>(1) 契約の相手方が保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 一般競争入札有資格者名簿若しくは指名競争入札有資格者名簿に登載されている者又は別に定める競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、当該契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部契約会計課)